

第12回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和2年7月30日（木） 14:15～14:25

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、防災部次長、関係課長
計23名

内 容：以下のとおり

1. 県内の患者発生状況について

健康福祉部（健康福祉部長）

- ・県内の感染者の状況等について説明 【資料1】

2. 県の対応等について

防災部（防災危機管理課長）

- ・感染者の状況を踏まえた県の目安等について説明【資料2】
- ・都道府県別の感染者の状況等について説明【資料3】
- ・島根県の対応を説明
「島根県の対応（案）」【資料4】

3. 知事指示事項

全国で感染者が増加していることを受けて、県民に対し、以下のとおり要請する。

- （1）飲食店の利用について、各店舗において、感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆さまにも、そうした店舗を利用していただくことを前提として、次の2点をお願いします。

- ①県外に出かけた場合には、「接待を伴う飲食店の利用」を控えること、
また、県外の人との「飲食店のアルコールを伴う利用」を控えること
- ②県内においても、県外の人との「接待を伴う飲食店の利用」と
「飲食店のアルコールを伴う利用」を控えること

ただし、隣接県のうち、通勤、買い物などの生活圏域に属する地域については、県内と同様に扱っていただいております。

(2) これまでと同様に、

- ①「三密」の回避
- ②「人と人との距離の確保」
- ③「マスクの着用」
- ④「手洗いなどの手指の衛生」

など、基本的な感染対策に継続して取り組むようお願いします。

(3) イベントなど、催しものの主催者の方へのお願いとして、イベント開催の制限については、8月31日までは現在の目安を継続していただきますようお願いします。

(4) 事業者の方へのお願いとして、感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」が作成され、公表されています。

事業者の方は、「感染拡大予防ガイドライン」を再度ご確認のうえ、実践いただきますよう、重ねてお願いします。

第 12 回島根県対策本部会議

日時：令和 2 年 7 月 30 日（木）14：15～

場所：県庁 6 階 講堂

1．県内の患者発生状況について

2．県の対応等について

3．知事指示事項

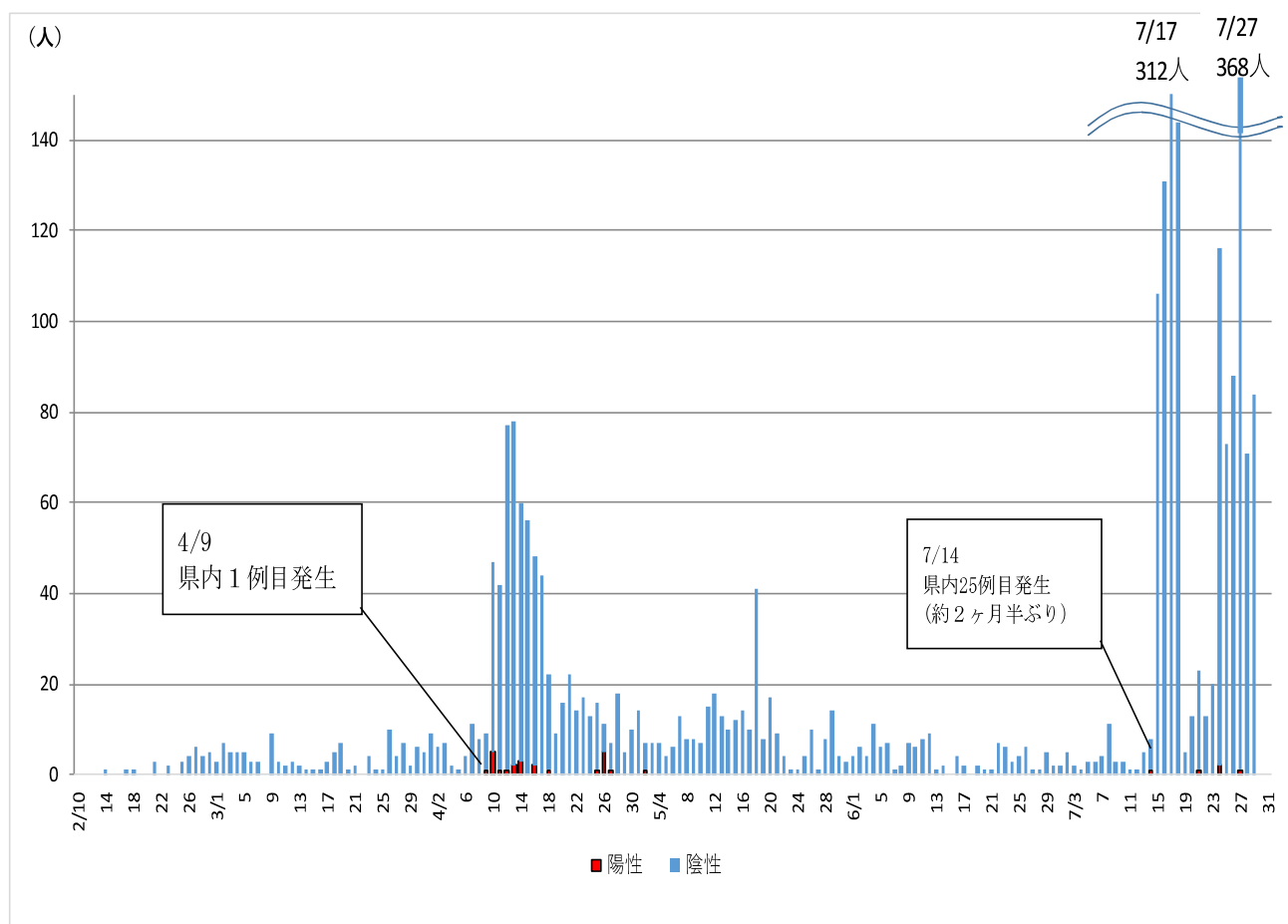
新型コロナウイルス感染症患者の県内の発生状況

4月9日に、県内で初めて患者が確認されてから5月2日までに24人の患者発生があり、その後7月に入り、5人の患者発生がありました。

1. 7月以降の患者の発生状況

【25 例目】	7 月 1 4 日判明	出雲市 在住
【26 例目】	7 月 2 1 日 "	雲南市 "
【27 例目】	7 月 2 4 日 "	雲南市 "
【28 例目】	7 月 2 4 日 "	雲南市 "
【29 例目】	7 月 2 7 日 "	出雲市 "

2. PCR検査の実施状況



感染拡大の傾向が見られる場合の県の取組の考え方

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 5 月 25 日変更）」の三（3）6）③に記載された、「都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和 2 年 5 月 14 日の専門家会議提言において、『特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる』とされていること」に基づき、次のとおり設定する。

1. 考え方

新規感染者数などの数値を目安とし、他県の感染状況などを踏まえ、総合的に判断する。

2. 判断の要素となる項目

(1) 国の基本的対処方針等

(2) 島根県内の状況

①感染者の状況

指標	国の 4 月緊急事態 宣言時	国の再指定時	島根県（案）
新規感染者数 （直近 1 週間の累計）	人口 10 万人 あたり 5 人以上 （約 33 人）	－	人口 10 万人 あたり 2 人以上 （約 13 人）
感染経路不明率 （直近 1 週間の累計）	50%以上	30%以上	30%以上 （約 4 人）

（注）島根県の人口を 66.8 万人とし、小数点以下を四捨五入している

②医療提供体制（入院患者数、病床稼働数）

(3) 他県の状況

他の都道府県における外出自粛要請の実施状況

3. 想定される対応

必要に応じ、法第 24 条第 9 項等に基づく各種協力要請等を実施する。

外出	県民の外出自粛要請
移動	県境をまたぐ移動の自粛要請
出勤	在宅勤務（テレワーク）などの推進の要請
イベント	クラスター発生のおそれがあるイベント、三密のある集まりについて、自粛の協力要請
施設の使用制限	感染の実情に応じ、施設使用の制限への協力要請

※要請等の対象地域は、県内全域とせず、一部の地域を対象として要請する場合がある

指標		内容	令和 2 年 7 月 30 日 時点の状況
国の対応	緊急事態宣言	宣言の発出及び対象地域の設定	解除
	基本的対処方針	令和 2 年 5 月 25 日変更	変更なし
県内の状況（注）	新規感染者数 （直近 1 週間 7 月 24 日 ～30 日までの累計）	人口 10 万人あたり 2 人以上 （約 13 人）	0.45 人（3 人）
	感染経路不明率 （直近 1 週間 7 月 24 日 ～30 日までの累計）	30%以上（約 4 人）	33.3%（1 人）
	医療提供体制	①入院中患者数 ②病床稼働数	①4 人 ②4/253 床

（注）島根県の人口を 66.8 万人とし、小数点以下を四捨五入している。

資料 3

令和2年7月30日9:00時点

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

都道府県	人口数		新規感染者数		参考 7月15日～7月21日	増減
	人口数（千人）	10万人換算	7月22日～7月28日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）	人口10万人あたり （人）	
北海道	5,286	52.86	35	0.66	0.89	-0.23
青森	1,263	12.63	0	0.00	0.08	-0.08
岩手	1,241	12.41	0	0.00	0.00	0.00
宮城	2,316	23.16	11	0.47	1.12	-0.65
秋田	981	9.81	2	0.20	0.00	↑0.20
山形	1,090	10.90	0	0.00	0.09	-0.09
福島	1,864	18.64	1	0.05	0.00	↑0.05
茨城	2,877	28.77	19	0.66	0.73	-0.07
栃木	1,946	19.46	28	1.44	1.70	-0.26
群馬	1,952	19.52	8	0.41	0.41	0.00
埼玉	7,330	73.30	255	3.48	3.57	-0.10
千葉	6,255	62.55	189	3.02	2.27	↑0.75
東京	13,822	138.22	1557	11.26	10.58	↑0.69
神奈川	9,177	91.77	179	1.95	2.32	-0.37
新潟	2,246	22.46	5	0.22	0.04	↑0.18
富山	1,050	10.50	2	0.19	0.29	-0.10
石川	1,143	11.43	8	0.70	0.52	↑0.17
福井	774	7.74	3	0.39	0.13	↑0.26
山梨	817	8.17	8	0.98	0.37	↑0.61
長野	2,063	20.63	12	0.58	0.29	↑0.29
岐阜	1,997	19.97	65	3.25	1.40	↑1.85
静岡	3,659	36.59	81	2.21	0.00	↑2.21
愛知	7,537	75.37	458	6.08	1.58	↑4.50
三重	1,791	17.91	16	0.89	0.45	↑0.45
滋賀	1,412	14.12	29	2.05	0.71	↑1.35
京都	2,591	25.91	91	3.51	3.78	-0.27
大阪	8,813	88.13	768	8.71	5.40	↑3.31
兵庫	5,484	54.84	173	3.15	1.70	↑1.46
奈良	1,339	13.39	44	3.29	2.39	↑0.90
和歌山	935	9.35	34	3.64	1.28	↑2.35
鳥取	560	5.60	2	0.36	0.00	↑0.36
島根	680	6.80	3	0.44	0.00	↑0.44
岡山	1,898	18.98	22	1.16	0.74	↑0.42
広島	2,817	28.17	49	1.74	1.03	↑0.71
山口	1,370	13.70	8	0.58	0.36	↑0.22
徳島	736	7.36	6	0.82	0.00	↑0.82
香川	962	9.62	1	0.10	1.35	-1.25
愛媛	1,352	13.52	6	0.44	0.07	↑0.37
高知	706	7.06	3	0.42	0.14	↑0.28
福岡	5,107	51.07	368	7.21	2.58	↑4.62
佐賀	819	8.19	14	1.71	0.24	↑1.47
長崎	1,341	13.41	12	0.89	0.97	-0.07
熊本	1,757	17.57	62	3.53	0.11	↑3.41
大分	1,144	11.44	2	0.17	0.00	↑0.17
宮崎	1,081	10.81	65	6.01	0.00	↑6.01
鹿児島	1,614	16.14	47	2.91	0.87	↑2.04
沖縄	1,448	14.48	53	3.66	0.48	↑3.18

【出典】

人口数：総務省統計局（H30年推計人口）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（7月29日）

新規陽性者数の推移（うち60代以上の割合）【全国】

資料 3

○ 直近の動向で見れば、60代以上の割合は3月、4月の状況よりも低い。

新型コロナウイルス感染症対策本部
（第41回）会議資料より抜粋



社会経済活動を維持しながらの感染防止対策（まとめ） ～ With コロナの時代のメリハリのついた感染症対策 ～

新型コロナウイルス感染症対策本部
（第41回）会議資料より抜粋

基本的な考え方

- 東京を中心に新規感染者の増加が続いている。その人数だけを見れば4月の緊急事態宣言時に匹敵。しかし4月と比べると、20代、30代の若い世代の感染者が多く、60代以上の感染者が少ない、重症者は少なく受入れ可能病床数に占める割合は低い水準にとどまっている、などの点が異なっている。また、治療法や検査法についても新技術の導入が進んでいる。
- クラブ等の接待を伴う飲食店や会食を介した感染拡大が続いており、地方でもショーパブや昼カラオケなどによるクラスター感染が報道されているが、近隣のスーパーでの買い物や出勤の公共交通機関、などで基本的な感染対策をしていれば感染が拡大している状況ではないと考えられる。
⇒ 3密の回避、大声を上げる環境の回避、換気の徹底などが改めて必要。
- これらの状況を総合的に判断すると、現時点で緊急事態宣言を再び発出し、社会経済活動を全面的に縮小させる状況にない。
- 一方で、新規感染者の増加に伴い、高齢者の新規感染者も増加傾向にある。新規感染が報告される都道府県数も増えている。
- このため、効果的な感染防止策を講じながら、社会経済活動との両立を図ることが求められている。一人一人が「新しい生活様式」を徹底するとともに、感染リスク、重症化リスクの高い集団に対するメリハリの効いた対策を集中的に実施することで、賢く対処していく。

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県民に対し、以下の2点を要請

- (1) 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆さまにも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、
 - ①県外に出かけた場合には、「接待を伴う飲食店の利用」を控えること、また、県外の人との「飲食店のアルコールを伴う利用」を控えること
 - ②県内においても、県外の人との「接待を伴う飲食店の利用」と「飲食店のアルコールを伴う利用」は控えることただし、隣接県のうち、通勤、買い物などの生活圏域に属する地域については、県内と同様に取り扱う。
- (2) 8月1日以降のイベント等の開催にあたっては、「島根県の対応」別紙を目安として判断すること

1. イベント開催制限の段階的緩和の目安＜基本的な考え方＞

時期	区分	収容率	人数上限
6 月 19 日から 7 月 9 日まで	屋内	50%以内	1, 0 0 0 人
	屋外	十分な間隔を確保（できれば 2 m）	
7 月 10 日から 8 月 31 日 まで	屋内	50%以内	5, 0 0 0 人
	屋外	十分な間隔を確保（できれば 2 m）	

（注）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。（両方の条件を満たす必要）

2. イベント開催制限の段階的緩和の目安＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)	祭り、花火大会、野外フェスティバル等の 人数の管理が困難な行事	
				全国的・広域的	地域の行事等
6 月 19 日から 7 月 9 日まで	【屋内】 1,000 人又は 50% 【屋外】 1,000 人		無観客で実施	全国的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止も含めて慎重に検討	・ 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可 ・ 発熱や感冒症状のある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等適切な感染防止策を取ることを呼びかけ
7 月 10 日から 8 月 31 日 まで	【屋内】 5,000 人又は 50% 【屋外】 5,000 人				
留意点	・ 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は、慎重な対応、管楽器にも注意 ・ 7 月 10 日以降は、厳格なガイドラインによる対応	入場制限等により、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応	無観客でも感染症対策の徹底、試合中・前後における選手等の行動管理	-	-

（注 1）【屋内】は、収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。【屋外】にあつては十分な間隔（できれば 2mを確保）すること。

（注 2）今後、県内の感染状況や他県の状況により、上記目安を見直す可能性がある。**太字下線部：7 月 30 日修正**

1. イベント開催制限の段階的緩和の目安＜基本的な考え方＞

時期	区分	収容率	人数上限
6 月 19 日から 7 月 9 日まで	屋内	50%以内	1, 0 0 0 人
	屋外	十分な間隔を確保（できれば 2 m）	
7 月 10 日から 7 月 31 日まで	屋内	50%以内	5, 0 0 0 人
	屋外	十分な間隔を確保（できれば 2 m）	
感染状況を見つつ 8 月 1 日を目途	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔を確保（できれば 2 m）	

（注）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。（両方の条件を満たす必要）

2. イベント開催制限の段階的緩和の目安＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)	祭り、花火大会、野外フェスティバル等の 人数の管理が困難な行事	
				全国的・広域的	地域の行事等
6 月 19 日から 7 月 9 日まで	【屋内】 1, 000 人又は 50% 【屋外】 1, 000 人		無観客で実施	全国的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止も含めて慎重に検討	・ 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可 ・ 発熱や感冒症状のある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等適切な感染防止策を取ることを呼びかけ
7 月 10 日から 7 月 31 日まで		【屋内】 5, 000 人又は 50% 【屋外】 5, 000 人		十分な間隔を確保（できれば 2 m） ※感染状況を踏まえて判断	
感染状況を見つつ 8 月 1 日 を目途		【屋内】 50%（人数上限なし） 【屋外】 人数上限なし			
留意点	・ 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は、慎重な対応、管楽器にも注意 ・ 7 月 10 日以降は、厳格なガイドラインによる対応	入場制限等により、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応	無観客でも感染症対策の徹底、試合中・前後における選手等の行動管理	-	-

（注 1）【屋内】は、収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。【屋外】にあつては十分な間隔（できれば 2m を確保）すること。

（注 2）今後、県内の感染状況や他県の状況により、上記目安を見直す可能性がある。